

柏木—ジューリック文書（仮訳）

〔平成22年3月9日作成〕

機密

メモ

1969年12月2日

日本の大蔵省と米国の財務省の代表者は、沖縄施政権返還に係る経済的及び財政的な観点について、今後の細部に渡る交渉を行う際に両者が従うべき指針について会談を行った。こうした議論の結果、双方は以下に示す点について理解に達した。

1. 民生用資産及び共同使用資産の買取り—1億7,500万ドル
 - A. 電力会社
 - B. 琉球開発金融公社
 - C. 水道会社
 - D. 行政機構
 - E. 基地外の道路網
 - F. 合意された航行・通信補助装置

(注記)

- (1) 両者は、民生用資産及び共同使用資産について、それらを構成する資産に異なる値付けをすることを選択できる。
- (2) 合計額は返還日までの増加分を含む。
- (3) 支払いは、返還日から5ヶ年の現金による均等年賦とする。
- (4) 琉球銀行及び石油・油脂施設に係る米国の権利は譲渡される。それらの売却に際しては、米国政府が提示価格を定めるが、その価格は以下に述べる先買権を実質的に無効にするような人為的に高い価格ではなく、適正な価格でなければならない。
 - (A) 沖縄住民は琉球銀行の株式の一部もしくは全部を提示価格で購入する先買権を有する。
 - (B) 当該株式全部が沖縄住民に購入されなかった場合、その残余の株式は公売に付される。
 - (C) 当該株式の公売にあたっては、当該株式に係る問題が実質的に解決し、公表できるようになった後に告示される。

(D) 石油・油脂施設の詳細な処分方法は未定である。

- (5) 1969年12月以降、米国政府が琉球経済における事業に資金提供する必要がある場合、米国政府と日本政府は、返還以前の民生用・共同使用資産の譲渡に関する効力を協議する。資産の譲渡は協議の後に実施され、その売却代金は日本政府が合意した1億7,500万ドルから控除される。
2. 基地移転費用と返還に伴う費用—2億ドル(日本政府は2億ドル相当の物品及び役務を提供できるようにし、本合意に特段の定めがない限り、基地移転費用と返還に伴う他の全ての予算経費を賄う目的から、返還日から5年以内に提供する。特定の軍事施設の沖縄の外への移転に関する合意がなされているため、本項における総額は1億5,000万ドルに減額するのではなく、2億ドルに据え置く。当該費用は、返還の前後いずれの活動においても生じるものである。両政府は、那覇港や那覇空港等の既存の施設に見合う新しい施設について検討する。当該支払いは、必要に応じて、日本の予算に複数年に渡り計上される。本合意は、日米地位協定における両政府の権利や義務に影響を与えるものではない。)
 3. 沖縄にあって移転できない軍事施設は日米地位協定の条項に沿って取り扱うこととする。
(残りの資産)
 4. 通貨交換—日本銀行は6,000万ドル又は実際に通貨交換を実施した額のいずれか大きい方の金額を、米国財務省又はその代理人たるニューヨーク連邦準備銀行の無利子の口座に預入する。日本政府は、その預金を少なくとも25年間継続することとするが、(両者が合意する客観的な基準による)対外収支上の緊急の必要性がある場合は一時的に引き出すことができる。
 5. 社会保障—3,000万ドル(米国が雇用する沖縄住民に対する沖縄返還後の日本の社会保障制度の適用によって、当該沖縄住民が差別を受けることのないよう実施する。日本政府が、当該沖縄住民に対して、返還前の米国における全雇用期間から日本の社会保障制度の下での給付金額を算定した上で、日本政府が年金を全額支給する場合は、米国政府の費用負担が発生しないよう実施する。)
 6. 沖縄における経済活動に関して提案された合意案は米国の国務省と日本の外務省との間で検討するものとする。

機 密